

2025年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試A日程 試験問題

## 公 法 系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

## 【問題】

下記の【事例】及び【資料】を読み、この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及しつつ論じなさい。

## 【事例】

選挙運動とは、特定選挙につき、特定候補者のため、その当選を目的として、選挙人に働きかける諸行為である（判例。公職選挙法に「選挙運動」を定義する規定はない。）。公職選挙法（以下「法」という。）は、選挙運動の期間を定めて、当該期間外の実選挙運動を禁止する（法129条）とともに、期間中の選挙運動も広汎かつ多岐にわたり規制している（法第13章各条）。このうち、戸別訪問は禁止され、この禁止に違反する者には刑罰が科される（法138条、239条1項3号）。

選挙運動は、民主政の運用に不可欠な政治的表現であり、私人が自由に行うべき活動であるとの考えがある。他方、選挙運動は、あらゆる言論が必要最小限度の制約の下に自由に競いあう場ではなく、各候補者は選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動すべきであるとの考えもある。戸別訪問については、候補者と選挙人が直接に接触し、候補者はその政策を伝え、選挙人も候補者の識見、人物などを直接に知りうる機会を与えるものとして最も有効適切な選挙運動の方法であるとされる。事実、イギリス、ドイツ及びアメリカ合衆国などにおいては、選挙中の戸別訪問は禁止されていない。他方、戸別訪問には、①買収、利害誘導などの温床になり易い、②選挙人の生活の平穩を害する、③候補者にとっても訪問回数等を競う煩に耐えられない選挙運動であり、多額の出費を余儀なくされる、④投票が情実に支配され易くなるなどの弊害があるとも指摘されてきた。

Aは、衆議院議員総選挙において、岡山県第1区の政党B届出候補者として立候補するとともに、中国ブロックにおける政党Bの比例代表候補者として重複立候補した。Xは、本件選挙運動期間中、Aに投票を得させる目的で岡山県第1区内に所在する選挙人10名の自宅を戸々に訪問し、Aのため投票を依頼した。本件選挙の施行後、Xは、法138条1項及び239条3号に当たるとして起訴された。

## 【資料】

公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抜粋）

（戸別訪問）

第138条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。

2 ickanarumethodomottetarusuowazu、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言iあるく行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第239条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

一～二 (略)

三 第138条の規定に違反して戸別訪問をした者

四 (略)

2 (略)

《公法系問題 以上》

**【出題趣旨】**

本問は、選挙運動としての戸別訪問禁止の憲法適合性を問うことにより、表現の自由（憲法21条1項）について、関連判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを趣旨とするものである。

具体的には、戸別訪問を含む選挙運動が表現の自由の内容の一つとして保障され、公職選挙法138条1項（以下「本件規定」という。）が選挙運動の自由を侵害し、憲法21条1項に反するかという問題を提起して、表現の自由の意義及び優越的地位、表現内容規制と表現内容中立規制の二分論など、表現の自由に対する制約の憲法適合性判断に係る解釈論を踏まえて、関連判例の正確な理解に基づき、本件規定が表現内容規制又は表現内容中立規制（間接的付随的規制）の何れであるか、選挙運動規制の憲法適合性判断のあり方として選挙のルール論（最判昭和56年7月21日刑集35巻5号568頁伊藤正己裁判官補足意見）が妥当するかなどの点を検討して、適切な合憲性判断枠組みを設定し、問題文にある立法事実を評価して、本件規定の憲法適合性を判断することが求められる。